

令和4年度

# 「阿蘇市夜の飲食券」取扱加盟店募集

## 阿蘇市夜の飲食半額キャンペーン概要

阿蘇市夜の街賑わいづくり実行委員会では、平日利用の宿泊者を誘客し、夜間営業の飲食店等に誘導を促すことを目的として、宿泊者（土曜日を除く）を対象に販売額1,500円で3,000円分の飲食券を1泊あたり1人最大3冊まで販売します。

**（注意点：土曜日の飲食券の販売及び飲食券の使用は不可）**

つきましては、飲食券が使用できる店舗（取扱加盟店）を下記の内容にて募集いたしますので、希望される事業所はお申込みをお願い致します。

飲食券利用期間：令和4年5月9日（月）～令和4年12月28日（水）まで

**※令和3年度に参加した店舗も、再度申請が必要です。**

## 取扱加盟店募集要項

申請締切：随時受付いたしますが、取扱加盟店一覧への掲載は

**4月28日（木）午前中締切**

申請資格：阿蘇市内で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営業を行う者を対象とし、「阿蘇市夜の飲食券取扱加盟店申込書」の提出により承認された者とする。

但し、夜の街賑わいづくりを目的としているため、宿泊施設内の飲食店を除きます。

申請方法：申込みに必要事項をご記入のうえ、阿蘇市商工会（本所または一の宮支所）までお申込み下さい。**※商工会会員以外の事業所も申し込みできます。**

換金方法：熊本県信用組合阿蘇支店による随時換金

**※金額の多寡、窓口状況により遅延する場合があります。**

注意事項：・申込みされた事業者については、事務局が審査を行います。

・飲食券取扱加盟店の目印となるポスターの掲示をお願いいたします。

・その他、実行委員会で定められた要領を遵守して頂きます。

## 阿蘇市夜の飲食券ご利用の流れ

1. 利用期間中に、利用者が取扱加盟店で飲食券を使用

(1) 見本券やコピーではないか、また裏面に宿泊施設名が記入されているかご確認下さい。

(2) 1枚1,000円となっておりますので、現金と同様に扱って下さい。

(3) つり銭は出さないようにお願いします。

2. 飲食券の裏面に店舗名の記入と押印（店名はスタンプやペンなどでご記入下さい）

3. 飲食券の換金

(1) 後日お渡しする請求書を添えて、熊本県信用組合阿蘇支店までお持ち下さい。

**※信用組合の口座以外への入金振込手数料をご負担頂きます。**

(2) 換金時には印鑑（認印で可）が必要です。

(3) 換金期間は、令和4年5月10日（火）から令和5年1月31日（火）です。

【問合せ先】阿蘇市夜の街賑わいづくり実行委員会

〒869-2301 阿蘇市内牧 216-2

（阿蘇市商工会本所）

☎32-0200

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2020-1

（阿蘇市商工会一の宮支所）

☎22-0789